

アルゼンチンの思想家アルベルディの 経済開発思想

い 井 圭 子

はじめに

- I 生涯とその時代
 - II スペイン植民地政策批判
 - III 経済開発の思想と政策
 - IV アルゼンチン共和国憲法への影響
- おわりに

はじめに

南北問題の生成・拡大過程についていわゆる南の側からの問題提起・経済理論の萌芽の一環として従属理論の構築がみられ、その過程でラテンアメリカの社会学者たちが先駆的な役割を果たしてきたことは周知の事実である。そしてこの従属理論の特質は、南における経済問題の歴史的形成過程を、北と南の経済関係を軸に据えて究明しようとする点に求められ、このことが発展途上国研究に一つの共通の視座を与え、活発な論争を巻き起こす触媒としての役割を果たしてきたわけである。

こうした側面は発展途上国研究における従属理論の貢献として十分認識され、かつ継承されなければならないと思われる。しかし他方で従属理論が北と南の経済関係において、後者を前者のいわば従属変数として単線的にとらえる傾向を持ち、このことが南の内部における経済開発思想・政策についての洞察および経済構造の分析を不十分なままに留める一因となってきたことは否めない。

その意味で南における「従属的経済構造」の形成過程を辿る場合、南の内部の主導的経済開発思想、政策理念がどのようなものであり、経済構造の変容過程においてどのような影響を与えたのかといった視点からの考察が重要となってくる。

このような問題関心に基づき、筆者は当面これまで研究対象としてきたラテンアメリカに研究の場を設定し、その「従属的経済構造」の形成過程における国内の主導的な経済開発思想、政策理念のあり方およびその影響について考察していきたいと思う。ところで、アジア、アフリカと並んで南に分類されるラテンアメリカは、15世紀末以降次々とスペイン、ポルトガルを初めとする欧米諸列強の植民地支配下におかれてきた。そしてその3世紀を超える植民地支配からの独立は大きく次の三つの時期に区分される。すなわち第1期は大半のスペイン植民地とポルトガルの植民地が独立を達成した19世紀前半、第2期は米西戦争の間隙を縫ってキューバが、そしてコロンビアから分離したパナマが独立した20世紀初め、第3期は第2次世界大戦後のアジア・アフリカ地域における独立に続いてカリブ地域の独立が達成されていく1960年代以降である。

このように国の統治権のあり方を根本的に決定する独立期の相違は、国内の経済思想、政策理念のあり方にも大きな相違をもたらすことになる。もちろん同じ時期に独立しても、国によって相違

があることはいうまでもないが、さしあたり独立期を一つの基準とした類型化が可能であるように思われる。現在のところ三つの独立期に属する国々について類型論を展開する準備がないが、当面第1段階の研究として第1期に属する国々に関して、特に本稿ではアルゼンチンを対象にその経済開発思想・政策理念についてみていくことにしたい。

アルゼンチンは独立戦争により1816年、3世紀に及ぶスペインの植民地支配から脱したが、この独立は旧宗主国スペインの国際政治・経済における地盤沈下と、産業革命の先達イギリスの台頭のなかで達成された。そして時期を同じくして独立を達成した他のラテンアメリカ諸国同様、アルゼンチンもこうした国際環境の変容を与件として独立以降の国家建設を進めていくことになったわけである。そしてこの建国過程における重要課題は、一つにいかにして植民地遺制を克服し近代的な国家を建設するか、もう一つに経済開発をどのように進めるかという点に求められた。これらの問題については、独立後半世紀近くに及ぶ論争・政争を経て、1853年に制定された憲法においてその基本的方向が決定されることになった。同憲法はその後若干の修正を施されながらも現行憲法として継承されており、19世紀半ば以降の国家建設、経済開発の過程において多大な影響を及ぼすことになった。そこで建国過程、とりわけ同憲法の制定においてきわめて大きな思想的影響を与えたファン・パウチスタ・アルベルディ (Juan Bautista Alberdi) をとりあげ、その経済開発思想・政策理念を検討してみることになろう。

I 生涯とその時代

まず、アルベルディの略歴を紹介しておこう。

アルベルディはアルゼンチンにおいて独立運動が高揚していた1810年、アルゼンチン北西部地方のツクマン州に生まれた。父サルバドール・アルベルディ (Salvador Alberdi) はスペイン北部の「ビスカヤ州」に生まれ、成人した後ブエノスアイレスに移住し^(注1)、その後スペインの生まれ故郷「ピレネー山脈に似た風景を持つツクマン州」へ移り、商人としてそこに定住した^(注2)。そして同地でツクマン州の名門として名高い大土地所有者アラオス家のホセファ・ロサ・デ・アラオス・イ・バルデルラマ (Josefa Rosa de Araoz y Balderrama) と結婚して5人の子供をもうけた。

父サルバドールの出身地はスペインとはいえ辺境地バスク地方で、そこには当時のカスティーリャ地方を中心とするスペインの政治体制に強い不満を抱く人びとが多かった。このことが彼のアルゼンチンにおける独立運動への関わり方に少なからざる影響を及ぼすことになったと考えられる。アルベルディの言葉を引用しよう。

「私の父は(中略——今井)スペイン人であったが、その妻や子供の国の側に立ち、さらに出身地バスク地方に由来する自由主義に賛同した。彼はアラオス家と婚姻関係を結び、その家族と自らが帰化した国の主張を受け入れたのである。スペイン人であり、自由主義者であり、アラオス家の姻戚関係にあるという三様の属性を持って彼は独立軍に加わった」^(注3)。

母方の実家アラオス家一族とともに独立運動に加わった父をとおして、アルベルディは独立運動およびその後の建国運動から大きな思想的影響を受け、独立期の代表的指導者から知遇を得た。とくに1810年5月25日ブエノスアイレス市での独立宣言に至る運動を主導したマヌエル・ベルグラノ (Manuel Belgrano) 将軍とは、アルベルディが幼少の頃から家族ぐるみの親交があった。また「父

は私的会合を設けて当時の青年たちにルソーの社会契約説の理念を講義する」^(註4) など、フランスを初めとするヨーロッパにおける近代国家の成立をもたらした思想に深い関心を抱いていた。

独立戦争に勝利したアルゼンチンは、1816年7月9日ツクマン市議会において、正式にスペインからの独立を宣言するに至った。しかし独立達成後の建国の道は険しく、国家統一の基本理念をめぐる相対立する政治勢力の抗争に明け暮れるところとなった。対立点は多岐におよび、かつ時代の推移に伴って内容を変容させていったが、政治抗争の焦点は次の2点に求められよう。すなわち第1点は対外関係をめぐる排外主義と開放主義、第2点は国家統一過程におけるブエノスアイレス州の位置づけをめぐる連邦主義と中央集権主義の対立であった。後者について少し説明を加えておこう。植民地時代にラプラタ副王領の中心地とされてきたブエノスアイレス市を擁する同州は、その他の諸州をはるかに凌ぐ政治・経済力を掌握してきた。そうした状況のなかで同州を他州と同等に扱うべきか、あるいは同州に対して他州を凌ぐ政治・行政上の権限を与えるべきかをめぐる対立が深まり、前者の見解を主張する連邦主義派と、後者を主張する中央集権主義派との間の勢力争いが半世紀以上にわたってくり広げられていったのである。その間1826年には中央集権派の主導の下でアルゼンチン共和国憲法が制定され、ベルナルディーノ・リバダビア (Bernardino Rivadavia) が初代大統領に就任した。しかし同憲法をめぐる両派の政治抗争のなかで、1827年リバダビア政権はあえなく崩壊し、その後1829年にはフアン・マヌエル・デ・ローサス (Juan Manuel de Rosas) が、大牧場主層や大商人層を支持基盤としてブエノスアイレス州における政権を掌握した。同州の牧畜業に立

脚した経済力を背景に、ローサス政権は他州に対する政治力を拡大しながら排外主義的な政策を断行し、1829年から32年、35年から52年に及ぶ長期独裁政権を継続させた。

アルベルディは生後5カ月にして母を失い、また独立後の政治抗争が続くなかでツクマン州の政治体制づくりに精力を注いでいた父も1820年に逝去した。ツクマン州名門アラオス家の一員として幼少期を同州で過ごしたアルベルディは、1824年高等教育を受けるため「360レグア(約1700里)」^(註5)の道のりを牛車による1日平均6レグアの日程で旅し、パンパを横断して2カ月後にブエノスアイレス市に到着した」^(註6)。当時のブエノスアイレス市の人口構成はある推計によれば「都市部に約7万人、周辺農村部に約2万人、うち3万人以上が外国人で、その内訳はイギリス人8000、イタリア人6000、フランス人5000、スペイン、ポルトガル人各4000、ドイツ人3000」^(註7)などとされている。アルベルディは「アルゼンチンの将来の指導者層養成を目的」^(註8)とする哲学高等学校 (Colegio de Ciencias Morales) を経て^(註9)、1831年にはブエノスアイレス国立大学の法学部に入学した。同学部には建国の志士たらんと欲する青年たちが集まり、法学や政治学の勉学に励んでいたが、独立後間もない当時の教育界においては依然としてスペインからの影響が根強く残存していた。アルベルディはこうした大学教育に飽きたらず、読書や交友関係を通じて勉学の幅を広げていった。深い影響を受けた思想家として後年彼自身があげた名前のなかには、ルソー、モンテスキュー、ロック、ベンサム、アダム・スミス、セイなど仏・英をはじめとする多くのヨーロッパ人思想家がみうけられる。しかしそのなかにはスペイン人思想家の名はきわめて少なく、その理由についてアル

ベルディは、スペイン植民地支配への反発のためではなく、スペインの思想、学問の本質に起因するものであり、「スペインにはベイコンやロックのような哲学者、モンテスキューのような公法学者、ポティエのような法学者がいない」^(注10)として、自らが選びとった思想の方向性を示唆している。

ヨーロッパの近代思想を吸収し、自由主義、民主主義の思想に傾倒していったアルベルディは、1835年ローサス政権再登場に際して小論^(注11)を発表し、その独裁的政治体制、閉鎖的経済政策を厳しく批判した。これを契機にアルベルディは反ローサス政権運動へと急速に傾斜していくことになる。その運動の拠点となったのが、1837年、青年知識層によってブエノスアイレス市の「マルコス・サストレ書店で結成された」^(注12)文学サロンであり、アルベルディは中心的メンバーの1人として「文学から社会情勢に及ぶ問題」^(注13)の討論に加わった。これがアルゼンチン政治思想史における「1837年世代」の登場であり、彼らはアルゼンチンの現実に根ざした思想の形成、啓蒙に精力を注いだ。その間アルベルディは彼の法哲学に関する代表的著作の一つを1837年に発表し^(注14)、さらに1838年には「五月協会」(別称「アルゼンチン新世代協会」)の創立に参画して政治改革運動を開始した。「五月協会」に結集する人びとはアルゼンチンが「進歩・民主・自由を求めるそれと、反社会的で現状の無秩序を黙認する無政府主義・無知・独裁に安住するそれとの真向から相対立する二つの政治理念によって分裂させられている」^(注15)との現状認識を共有し、ローサス政権が国の近代化を阻む独裁政権であるとして、同政権に対する反対運動をさらに強化していった。

ローサス政権は反対運動を封じるため「五月協会」の閉鎖を命じ、その結果「1837年世代」に結

集した人びとの多くは国外への亡命を余儀なくされることになった。アルベルディも1838年にアルゼンチンを離れ、43年まで隣国ウルグアイで亡命生活を送ることになり、その間文筆活動を通じて反ローサス運動を続けた^(注16)。1843年には、ヨーロッパを旅行し、オーギュスト・コント、ベンサム、サン・シモン、スチュアート・ミル、アダム・スミス、セイなどの思想を吸収する機会を得ている。同年暮に南アメリカに戻ったアルベルディはチリのバルパライソに居を定め、弁護士の仕事を続けながらローサス政権批判運動を展開していった^(注17)。

アルゼンチン国内においては、中央集権主義派と連邦主義派、排外主義派と開放主義派との間の政治抗争が続き、またローサス政権下の独裁体制批判と民主化を求める動きが高揚しつつあった。そして1852年にローサス政権は、パンパ地方の1州であるエントレリオス州出身のフスト・ホセ・デ・ウルキーサ(Justo José de Urquiza)が率いる開放主義・連邦主義派との戦いに敗れた。ローサス政権の崩壊により長期に及んだブエノスアイレス州中心の政治体制に終止符が打たれ、同州以外の諸州を結集した連邦主義派によって国家統一への取り組みが推進されることになった。ローサス政権崩壊の報に接したアルベルディは、国家統一に向けての指針および新たな憲法制定の参考に供するため、後に彼の代表的著作となった『アルゼンチン共和国の政治的組織化のための基盤と出発点』(以下 *Bases* とする)^(注18)を時を移さずしてウルキーサ宛てに送っている。

ウルキーサの下には、「1837年世代」の知識人の多くが参集し、その後の新たな国家建設の一端を担うことになった。1852年にはブエノスアイレス州を他州と同等に位置づけようとする連邦主義

の理念にもとづいてアルゼンチン共和国政府が暫定的に樹立され、翌53年のアルゼンチン共和国憲法の制定を待って、54年にウルキーサ政権が正式に発足した。同憲法は、アルベルディ著 *Bases* から多大な影響を受け、そのかなりの部分を採用する形で起草された。しかしながらウルキーサ政権の下でのこうした国家統一、国家建設の試みは、ブエノスアイレス州の強い反対に遭遇するところとなった。同州は1853年に制定された憲法を承認せず、共和国政府と袂を分かって独自のブエノスアイレス州政府を樹立した。その後これら二つの政府は各自個別に外交交渉権を発動し、しばしば両者が相対立する状況をも生み出していった。

こうした困難な状況に活路を見い出すべく、アルベルディはアルゼンチン共和国政府特使として、1854年、ヨーロッパに赴任することになった。途中数週間のアメリカ滞在を経て、1855年6月、イギリスに到着したアルベルディは、クラレンドンに会見し、ブエノスアイレス州政府と共和国政府との間の対立を激化させる動きを自粛するよう要請している。当時イギリスはブエノスアイレス港を通じてアルゼンチンとの交易を拡大しつつあり、同州の政治指導者バルトロメ・ミトレ (Bartolomé Mitre) との間にすでに政治・経済協力協定を締結していた。アルベルディはようやくにしてイギリスの共和国政府に対する協力の約束を取り付けた後、1855年9月、次の訪問国フランスへ赴き、ワレンスキーに対してもイギリス政府に対するのと同様の要請を行なっている。その後ローマのパチカンを訪れ、ローマ・カトリック教会の世界的威信に驚嘆したアルベルディは、再度フランスに戻った時点で、彼を大蔵大臣に任じようとするウルキーサの手紙を手に入れている。しかしながらアルベルディは熟考の末この申し出を辞退し

ている。

ヨーロッパ特使としての役割を遂行しながら、アルベルディは自らが代表している国がヨーロッパ諸国にとっていかに微力な存在であるかに心を悩まし、ウルキーサ大統領やフアン・マリア・グチエレス (Juan María Gutiérrez) 外相宛てに次のような手紙を書き送っている。

「もしアルゼンチン政府が力を誇示できれば、われわれがフランス政府に対して望んでいることは十分達成されましょう。われわれの過度な穏健さはヨーロッパの強力な政府の目には物乞いとしてしか映っていないようです。力のみがわれわれの対外的な評価を高めることができます」(註19)。

アルゼンチン国内においては二つの政府の併立を克服する動きが展開され、ブエノスアイレス州知事ミトレを中心とする政治勢力が台頭するなかで、1860年ウルキーサ政権が崩壊し、ウルキーサはエントレリオス州に引退して国政を離れることになった。共和国憲法はごく一部が修正されただけで、1862年ブエノスアイレス州によっても承認され、同憲法にもとづいてミトレ政権が誕生した。しかしながらミトレ政権は連邦制共和国としての国家建設をめざしながらも、ブエノスアイレス州主導路線に傾斜しがちで、その他の諸州からの不満を解消できなかった。そして内紛から目を外に向ける意図も手伝って、1865年に勃発したパラグアイ戦争に加わり、ブラジル、ウルグアイと三国同盟を結んでパラグアイに進軍した。ここでミトレ政権が参戦の正当性を主張したのに対し、アルベルディはパラグアイ戦争の真の原因がアルゼンチンの国内問題に発しているとし、パラグアイの正当性を認めた。敵国パラグアイの正当性を主張しアルゼンチンの参戦を批判したアルベルディは、ミトレ政権の反感を買うことになった。このミト

レ政権は1868年、内陸部サンフアン州出身のドミンゴ・ファウスチーノ・サルミエント (Domingo Faustino Sarmiento) を大統領とする政権と交替したが、パラグアイ戦争を継承したサルミエント政権に対してもアルベルディの批判は続いた。

1854年から61年までヨーロッパ特使を務めたアルベルディは、ミトレ、サルミエント政権下では政界の要職を与えられず、フランスのノルマンディーに居を構えてアルゼンチンおよび南アメリカの政治・経済問題に関する精力的な執筆活動を続けた^(注20)。

1870年のパラグアイ戦争の終結後、サルミエント政権の後を受けて74年大統領に就任したアベリャネーダはアルベルディと同じくツクマン州の出身で、同政権の登場によりアルベルディは再びアルゼンチンの政界に呼び戻されることになる。

ブエノスアイレス州と他の諸州との対立のなかで、同市の連邦区移行や同港で徴収される関税収入の帰属をめぐる問題は合意をみることなく未解決のまま残されていた。アベリャネーダ政権にとって最大の政治課題となったのは、これらの問題を解決して国家統一を完成することであった。同政権の度重なる要請に応じてアルベルディは1879年、ヨーロッパを後にして帰国の途についた。ブエノスアイレス市に到着したアルベルディはアベリャネーダ大統領の歓待を受け、また内務大臣サルミエントとの和解も成立させた。アルベルディは1879年から81年にかけてツクマン州選出の連邦議会議員を務めたが、80年には彼が従来から主張してやまなかった首都と、ブエノスアイレス州都との分離が実現した。従来ブエノスアイレス市は首都と同州の州都を兼ねていたのである。

同市は1880年ブエノスアイレス州とは行政区分を異にする連邦区へ移行し、州都は1882年ラプラ

タ市に定められることになった。このことが国家統一過程に及ぼす影響については後に詳述するが、こうして1880年をもってアルゼンチンの国家統一は制度上の完成をみたわけである。

アルベルディはブエノスアイレス市の連邦化という自らの主張が実現したのをみて、1881年再びフランスに向かった。そして同年、アルゼンチン国家統一の達成に関する著作『1880年のアルゼンチン共和国統一』^(注21)を出版した後、1884年パリにおいて74歳の生涯を閉じた。長い亡命生活を含む生涯を通じて彼の脳裡にあったのは、独立後におけるアルゼンチン国家統一のための制度づくりと国の近代化のための基盤整備であった。

アルベルディの著作は経済から政治、法律、外交、社会問題、文学、芸術ときわめて広範囲に及んでおり、その著作集の刊行は、彼の死後現在に至るまで幾度か試みられてきた。その最初の刊行は1886年8月19日に制定された法律第1789号により出版が決定され、ロカ政権の手で86年から87年にかけて実現された^(注22)。その後も1895年から1901年にかけての全16巻^(注23)、1920年の全18巻^(注24)をはじめとする著作集や個別著作が刊行され、アルベルディの著作は現在に至るまで広く国民の間で読まれ続けている^(注25)。このようにアルベルディは存命中長い外国生活を送りながらも、生前、死後を通じてアルゼンチンの建国、経済開発の過程において大きな思想的影響力を持ち、さらにそれはアルゼンチンのみならず他のラテンアメリカ諸国にも波及していった。とりわけ、彼の著作のなかでもっとも広くかつ現在に至るまで読まれ続けている *Bases* は、1853年に制定されたアルゼンチン共和国憲法の起草に甚大な影響を与えることになり、同書に盛り込まれた建国の思想は、その大筋としてはローサス政権崩壊後の建国事業に参画し

た「1837年世代」の及びその思想を代表するものであった。同憲法はその後の部分的修正を経ながらも現行憲法として堅持され、ラテンアメリカ諸国の現行憲法中、その制定年次がもっとも古いとされている。

このようにアルゼンチン、さらには他のラテンアメリカ諸国の独立後の建国過程において多大な影響を及ぼしてきたアルベルディの思想は、政治、法律、外交、経済、社会問題、文学、芸術など広範囲にわたっているが、筆者はアルベルディの思想体系が経済思想に根ざしており、彼の建国の思想は経済開発思想を抜きにしては語れないと考える。こうした見方はこれまでのアルベルディ研究においては十分展開されず、時として彼の政治、外交に関する著作が彼の経済思想とは切り離されて論議批判されてきた。たとえばアルベルディのパラグアイ戦争反対論についても、それが深く経済思想に根ざすものであった点が見落とされ、反戦＝反国家的といった政治的イデオロギーの観点から処理される嫌いがあった。したがって本稿では次節以下こうした弊害を回避しながら、アルベルディの経済開発思想・政策論を歴史的背景のなかでとらえ直し、さらにそれが国家建設過程に及ぼした影響についてみていくことにする。

(注1) Alberdi, Juan Bautista, *Mi vida privada, Obras selectas*, 第4巻, ブエノスアイレス, La Facultad, 1920年, 443ページ。

(注2) 同上書 444ページ。

(注3) 同上書 447ページ。

(注4) 同上。

(注5) レグアは距離の単位。1レグア＝約3マイル(4.82km)。

(注6) Oliver, Juan Pablo, *El verdadero Alberdi: Genesis del liberalismo económico argentino*, ブエノスアイレス, Dictio, 1977年, 31ページ。

(注7) Mayer, Jorge M., *Alberdi y su tiempo*,

ブエノスアイレス, Academia Nacional de Derecho y Ciencias Sociales de Buenos Aires, 第1巻, 1973年, 53~54ページ。

(注8) Oliver, 前掲書, 32ページ。

(注9) この間、アルベルディは校風になじめず、一時同校を退学し、ツクマン時代からの知人マルデス(J. B. Maldes)が経営する商店で働いている。アルベルディ自身が「ブエノスアイレス市で最もきれいな商店の一つ」と形容したマルデス商店での実務経験は、その後の彼の思想形成、現実認識力の培養に少なからざる影響を及ぼすことになった。

(注10) Mayer, 前掲書, 130ページ。

(注11) 『アメリカの投票権に対する反論』のこと。これはローサス派のイデオログであったリベラ・インダルテが出版した政治宣伝用小冊子に対する反論として書かれ、彼の政治に関する代表的論文の一つとされている。

(注12) Romero, José Luis, *A History of Argentine Political Thought*, Thomas F. McGann 訳, スタンフォード, Stanford University Press, 1963年, 132ページ。

(注13) 同上。

(注14) 『法律研究序説断章』(*Fragmento preliminar al estudio del derecho*)で法学研究分野の代表的著作の一つである。

(注15) Romero, 前掲書, 134ページ。

(注16) ローサス政権を批判した戯曲『巨大なひなげし』や独立運動をめぐる未完の戯曲『5月革命』を執筆した。

(注17) この間の代表的著作としては『ドン・マヌエル・ブルネス將軍の伝記』、『5月革命後37年間のチリ, アルゼンチン両共和国における大統領』などがあげられる。

(注18) Alberdi, Juan Bautista, *Bases y puntos de partida para la organización política de la República Argentina*. 同論文は1852年にチリで第1版が出版された後、アルゼンチン、さらにはフランスでも出版された。アルゼンチン国内では種々の出版社により現在に至るまで出版、増版が重ねられ、販売部数はおびただしい数にのぼっている。

(注19) Chavez, Fermín, *Alberdi y el Mitrismo*, ブエノスアイレス, Peña Lillo, 1961年, 22ページ。

(注20) 1860年代における主要著作の出版は次のと

おりである。『ベルグラノーと彼をめぐる歴史家の著作集』、『ファクンドとその伝記』、『1859年11月11日協定後のブエノスアイレスとアルゼンチン諸州連合をめぐる問題』、『アルゼンチン共和国における1861年の政治危機』、『ラプラタ諸国における永続的危機』、『利害関係』、『南米東部太平洋側諸国の利害、危機、安全保障』、『ラプラタ地域における二つの戦争と1867年の情勢』、『アルゼンチン共和国における民法草案とブラジル社会の征服』、『アメリカ民主主義とブラジル帝国』、『ミトレ政権を批判した『曙光を求める巡礼』、普仏戦争終結を願った『戦争犯罪』などである。

(注21) *La República Argentina consolidada en 1880*.

(注22) Alberdi, Juan Bautista, *Obras completas*, 全8巻, 3971ページ, ブエノスアイレス, Imprenta La Tribuna Nacional, (Oliver, 前掲書, 9ページより)。

(注23) Alberdi, Juan Bautista, *Escritos póstumos*, 全16巻, 10, 160ページ, このうち第1～5巻は Imprenta Europea 社から, 第6～7巻は Imprenta Monkes 社から, 第8～11巻は Imprenta Cruz Hnos 社から, 第12～16巻は Imprenta Juan Bautista Alberdi 社から, 各々ブエノスアイレスで, 1895～1901年の間に出版された (Oliver, 前掲書, 9ページより)。

(注24) Alberdi, Juan Bautista, *Obras selectas*, ブエノスアイレス, Editorial La Facultad, 全18巻, 1920年。1920年出版の著作選集の構成は次のとおりである。第1巻『文芸著作集』(I「文学サロン思索」, II「5月革命」, III「詩についての論談」, IV「巨大なひなげし」, V「旧約聖書か牢獄か」, VI「寒園: 海の詩」), 第2巻『文芸著作集』(I「曙光を求める巡礼」, II「スペイン語の運命」, III「スペイン語の変容」, IV「文学批評」, V「現代哲学」), 第3巻『旅行記集』(I「ツクマンの思い出」, II「ジェノパの20日間」, III「印象記」), 第4巻『伝記・自伝集』(I「ドン・マヌエル・ブルネス將軍の伝記」, II「ウィリアム・フィールライトの生涯と事業」, III「フアン・マリア・グチエレス」, IV「サン・マルチン將軍」, V「ワシントンとベルグラノー」, VI「私的自伝」, VII「エステバン・エチェベリア博士」), 第5巻『歴史・政治著作集』(I「アメリカの投票権に対する応答」, II「アメリカにおけるヨーロッパの作戦」, III「アルゼンチン共和

国における5月革命後の37年間」, IV「新聞に関する手紙」, V「内戦下における報道界の共犯」, VI「ブエノスアイレスの民主主義」, VII「アメリカでなく国家的なものとしてのアルゼンチン憲法」, VIII「アルゼンチンの内外をめぐる問題」, IX「名目的憲法と実質的憲法」, X「大統領再選」, XI「政治経済危機」, XII「国家, 州, 自由」, XIII「政治と富」, XIV「南米における政治史」, XV「政治的現象における経済的原因」, XVI「二つのなかの一つ, 一つの中の二つではない」, XVII「政治問題」, XVIII「アルゼンチンの宗教問題」, XIX「1851年のアルゼンチン共和国」), 第6巻『アルゼンチン・アメリカ外交著作集』(I「全米議会の利点と目的」, II「アマゾン河の開通とその支流の閉鎖」, III「アルゼンチン諸州連合閣僚による政府報告——1855年から60年にかけてのイギリス, フランス, スペイン歴訪について」, IV「ローサスの政治とフランス侵攻」, V「ブエノスアイレス外交とラプラタ地域に対する欧米の関心」, VI「アメリカ民主主義とブラジル帝国」), 第7巻『アルゼンチン・アメリカ外交著作集』(I「ラプラタ諸国の外交論議とブラジルの策謀」, II「バラグアイ戦争をめぐるアルゼンチンの利害」, III「ラプラタ諸国における永続的危機」, IV「南米東部太平洋側諸国の利害, 危機, 安全保障」, V「アルゼンチン共和国外交」, VI「南米における地理上の再建」, VII「国境問題」, VIII「欧米における国際法の理論と現実」, IX「対バラグアイ同盟条約」), 第8巻『法学関係著作』(「法律研究序説断章」), 第9巻『法学関係著作』, 第10巻『アルゼンチン共和国の政治的組織化のための基盤と出発点および共和国憲法草案』, 第11巻『アルゼンチンの州法』, 第12巻『1880年のアルゼンチン共和国統一』, 第13巻『南アメリカ諸国の政府』, 第14巻『経済構造と財政問題』, 第15巻『経済研究』, 第16巻『戦争犯罪』, 第17巻『政治研究』, 第18巻『政治思想』。

(注25) たとえば, *Bases y puntos de partida para la organización política de la República Argentina*, ブエノスアイレス, Plus Ultra, 1980年(第2版)で5000部が出版されている。

II スペイン植民地政策批判

アルベルディの経済開発思想は, 次の二つの問

題を主軸にして展開されていると考えられよう(注1)。第1はラテンアメリカにおける貧困・低開発性の根源をめぐり、3世紀余に及ぶスペイン植民地政策批判論に収斂していく思想、第2は独立後の近代的国家建設過程における経済開発をめぐり思想・政策論である。まず本節で第1の問題を考察し、次節で第2の問題をみていくことにする。

ラテンアメリカは15世紀末におけるコロンブスの到来を契機として、スペイン、ポルトガルなど諸列強の植民地支配下におかれてきた。そのうちスペイン、ポルトガルの植民地の大半は19世紀前半に3世紀余に及ぶ植民地支配から脱して独立を達成した。アルベルディは植民地支配がラテンアメリカの経済発展を著しく阻害してきたことを重視し、スペインの植民地支配遺制からの脱却が近代的国家建設の出発点となることを強調する。

スペインの植民地政策について彼は次のように述べる。

スペインがラテンアメリカを征服したのは「王室の名誉と無神論者や異教徒に対するカトリック普及のためであり、工業や商業の振興、スペイン国民の生活向上のためではなかった」(注2)。そしてスペイン本国自体「貧困で人口が少なく、(中略——今井)自らが持たないものすなわち大規模人口、経済的観念、自由、商業、農業、工業のいずれをも新世界にもたらすことはできなかった」(注3)。スペイン植民地支配者は、「異教に対する信仰を憎悪し、労働せずして黄金を手にするに熱中し、鉱山所有そのものを富と考え、労働供給を奴隷所有に求め、領土すなわち国王領の拡張を権力と偉大さの増大とみなし、外国人の異教徒すべてを憎悪した。また外国との交易や交渉を国土の安全を脅かす危険な犯罪とみなし、外国からの隔絶を社会の存続と安全確保の原則とした。そして外国貿易およびスペイン植民地相互間の交易をも禁止し、道路、橋、港の整備を意図的に怠った。また原始的な遊牧を営む原住民部

族を征服せず放置することによって、植民地内の各居住地間のコミュニケーションを妨害した。(中略——今井)すなわち分割して統治せよの戦術である。そして一方でメキシコ、ヌエバ・グラナダ(現在のパナマ、コロンビアを含む地域——今井)、キトー、ペルーのように豊かな鉱山があり、さらに怠惰な支配者のために働きそして自らは外国人から隔絶して生活する原住民に恵まれた国々を偏愛し、他方では南アメリカ東部における農業、牧畜業、商業の振興を排除、禁止した。これは植民地確保のための政策であり、スペインが植民地における富の源泉としての労働、独立と自由の原動力としての富の形成を警戒したためであった」(注4)。

こうした植民地政策はラテンアメリカの低開発、貧困の原因となったばかりでなく、人びとの価値観にも深く浸透していったとする。アルベルディは、イギリスとスペイン、ポルトガルの植民地支配形態を比較して次のように述べる。

「イギリス人は生産の場を求めてアメリカに渡った。それに対してスペイン人やポルトガル人は一獲千金を夢みて本国を出た。彼らは幸運を、富の源泉となる労働をとおして求めたのであろうか。彼らは生産するためにやってきたのか、あるいは収奪のためか。(中略——今井)やってきたのは労働者ではなかった。(中略)それは軍人、貴族、僧侶、そして国王の従者たちであった」(注5)。富を生み出す労働は「ヨーロッパ人ではなくアメリカ人に課せられた。征服者ヨーロッパ人ではなく被征服者原住民のものとして。原住民が果たした役割は、その後ヨーロッパの白人が連れてきた黒人奴隷によって引き継がれた。このようにして生まれた富は勤労と貯蓄という美德の産物ではなく、(中略——今井)権力と不正によってもたらされたものである。こうして労働は奴隷のものという労働蔑視の観念が植えつけられていった」(注6)。他方では「10分の1税からの税収や教会への献金、募金などで多くの修道院が建てられ、そのことは(中略——今井)人びとを祭好きにし、祭は不道德と贅沢を持ち込んだ」(注7)。こうし

た状況のなかにあるかぎり「南アメリカで産業が隆盛をきわめることはありえない」(注8)。そして植民地における「このような富の分配と消費形態のあり方は、社会において一方に飢餓と貧困、他方に富裕と贅沢」(注9)の二極分解をもたらしたとしている。

以上みてきたように、アルベルディはラテンアメリカの貧困、低開発が3世紀余に及ぶスペイン、ポルトガルの植民地政策によってもたらされたと結論づける。そしてその政策が、植民地における独立運動の萌芽を阻止するという本国側の政治的動機に加えて、さらにはスペイン本国の経済が植民地の産業振興と貿易の拡大を求める段階に達しておらず、そのため植民地に求められたのは貴金属をはじめとする資源の掠奪的交易であったという経済的動機にもとづくものであったとする。そして植民地においては貿易独占、産業振興の抑制、人口移動の禁止が植民地政策の基本線として断行され、植民地本国以外の諸外国と植民地および植民地相互間の商品、人、情報などの交流を隔絶することが重視されたとする。このことを筆者なりに解釈しなおすと、それは一方で植民地支配を堅持する統治政策の一環であったが、他方ではヨーロッパと植民地、また植民地間交流の隔絶によってもたらされる市場間価格差がスペイン、ポルトガルの重商主義政策、換言すれば市場間価格差に依拠し流過程に価値増殖過程の展開を求めるいわゆる商人資本の運動形態の存立基盤を確保するための経済政策でもあったわけである。

こうした政策の下で、植民地においては原住民および黒人奴隷の労働力酷使に依拠して貴金属や熱帯産物が掠奪され、植民地経済の拡大再生産をもたらす経済開発が著しく阻害された。それに加えて通商独占政策の下で植民地におけるインフラストラクチャー建設は一般的に著しく立ち遅れ

た。その結果植民地統治における行政上の中心地および正式に認可された貿易港のみが植民地のメトロポリスとして本国と結ばれる要として発展したのに対し、その他の大半の地域は相互間の交流も少なく未発達のまま残り残され、両者の間には著しい格差がもたらされたとする。そしてこうした植民地政策の下で植民地には労働蔑視の価値観、怠惰と浪費の習慣がはびこることになったとみるのである。

このように植民地政策が、植民地を隔絶した状況におくことによってその自生の芽を摘み取り、ラテンアメリカにおける低開発と貧困をもたらす根源となったとするアルベルディは、独立後における国家建設の第1歩を植民地遺制の撤廃に求めるのである。

(注1) アルベルディの著作のなかでとくに経済問題を重視したものとしては、第1節の(注24)の著作集リストのうち第10巻『アルゼンチン共和国の政治的組織化のための基盤と出発点および共和国憲法草案』、第14巻『経済構造と財政問題』、第15巻『経済研究』をあげることができる。そのなかでも『経済研究』が彼の経済思想をもっとも体系化した著作となっており、同書は次のように構成されている。

序、第1章 経済危機について、第2章 南アメリカの経済危機、第3章 植民地制度の歴史的諸要因、第4章 独立革命の歴史的背景、第5章 アルゼンチンの経済危機、第6章 銀行、第7章 ラプラタ地域における経済危機の影響、第8章 経済危機とその対策、第9章 展望、結び。

(注2) Alberdi, Juan Bautista, *Obras selectas*, 第15巻 (*Estudios económicos*), フェノスアイレス, La Facultad, 1920年, 91ページ。

(注3) 同上書 95ページ。

(注4) 同上書 92~93ページ。

(注5) 同上書 97~98ページ。

(注6) 同上書 98ページ。

(注7) 同上書 92~93ページ。

(注8) 同上。

(注9) 同上書 98ページ。

Ⅲ 経済開発の思想と政策

アルベルディによれば、独立国家の建設は植民地遺制の払拭をもって開始されなければならないにもかかわらず、独立後のラテンアメリカにおいては植民地遺制が継承されてきたとされる。たとえば独立後のアルゼンチンにおいて20年間存続したローサス政権の下では、通商制限、移民受入抑制などスペイン植民地政策の名残りである閉鎖的な政策が踏襲され、封建主義、地域分断主義が支配的であったとし、1852年におけるローサス政権の敗北は「2度目の旧植民地体制の崩壊」^(注1)を意味したと断定する。

それでは植民地遺制を払拭した後ラテンアメリカ諸国の国家建設はどのような方向に求められていくのであろうか。この点についてアルベルディは次のように述べる。「富は力なり」^(注2)というホブスの言葉、「国力と国の尊厳はその富に依存する」^(注3)というアダム・スミスの言葉を引用しながら、経済的富の蓄積こそが国力の基礎であり、それが国家の自由と民主主義を支える基盤になる。そして富の源泉は土地や貴金属の所有にではなく「生産的労働と蓄積に求められる」^(注4)とし、「征服や紛争による領土の拡大は国富を増すことにはならない」^(注5)と断言する。領土を拡大しても国内産業を確立できなかったスペインは衰退し、反対に国内産業を強化したイギリスは世界でもっとも裕福な国になり、「オランダ、イギリス、アメリカのような世界の最富裕国は最大の自由と政治力を掌握している」^(注6)とする。ここにおいてアルベルディは富の源泉を何に求めるのかという根源的な問題をめぐり、ラテンアメリカに根本的な思想上の変革を注入したのである。換言すれば、広大

な土地や貴金属など天然資源の所有だけでは富は形成されない。生産的労働が労働対象に働きかけることによって初めて富が生産され、生産余剰が蓄積され再生産過程に投じられることによって富が増殖される、というのがアルベルディの富の源泉論なのである。これはイギリスにおいて発展した古典派経済学の基礎となる考えであり、それにはアダム・スミスの代表的著作『国富論』からの強い影響が窺える。アルベルディの経済思想面におけるスペイン支配からの脱却の道は、イギリスの古典派経済学への接近とラテンアメリカへのその現実的適用へと導かれていったのである。

それでは国家建設の基礎となる経済力の増強、富の形成はどのようにしてもたらされるのか、次にこうした点が問題になってくる。この点については次の五つの分野、すなわち移民・植民論、外国資本導入論、産業育成・国際分業論、自由通商・国内市場統合論、経済開発における政府の役割に分けて、アルベルディの思想と政策を考察することにしよう。

1. 移民・植民論

国力が国の富に依存し、また富の源泉が生産的労働と蓄積に求められるとしたアルベルディは、アルゼンチンの経済開発における移民と入植の問題をきわめて重視している。曰く「国の建設にとって先決問題は植民である。国民と国家は同意語である。住民のいない土地は村でも国でもない。それは無人の地でしかない。人口は人口を生む。すなわち人口は自然増そして移民増によって増加していく」^(注7)。ここにおいてアルベルディの有名な言葉「アメリカにおいては統治は植民なり」^(注8)に集約される植民論が提示されることになる。

ところで日本の8倍近い広大な国土を有するア

ルゼンチンの総人口は、19世紀半ばにおいてまだ100万人に達していなかった。こうした現状を踏まえながらアルベルディは次の二つの観点から移民・植民論を展開する。第1は国土面積に比較して相対的に過少な人口の増殖、第2は植民地支配下で培養された労働蔑視の価値観と怠惰で浪費的な生活習慣を変革すること、である。すなわち移民・植民論は量と質の両面から考察され、移民受入数の増加だけでなく資質のよい移民を求める政策論として展開されていく。

それでは資質のよい移民とはなにを意味するのであろうか。この点についてアルベルディは、第1に労働の習慣を身につけ継続的に就業できること、第2に労働の目標に対して単に習慣的に反応するだけでなく研究心に富んでいること、第3に植民地の制約・独占的緊縛から解放され自由であること、などの条件を重視している。アルベルディは言う。

「すべての労働力が富の源泉ではない。(中略——今井) エジプトやペルシャ、ブルガリアにも労働力はある。そしてアメリカ(南アメリカ——今井)自身も奴隷労働力を持つ。しかしこれらの国々はその労働力の結果としてまた産物としての富を所有しているわけではない」(註9)。

求められるのは規則正しい労働の習慣を身につけ、教育・技術訓練を受けた近代的労働力なのである。

こうした望ましい移民の供給先とされたのは他ならないイギリス、フランス、スイス、ドイツなどのヨーロッパ先進諸国であり、またイタリア、北スペインも是とされた。そうした国々からの移民が新しい思想、勤勉な習慣、技術文明を携えて到来することにより、ラテンアメリカの住民の間にも彼らの価値観や生活習慣が浸透していくだろ

うと考えられた。

「もしわれわれが自分たちの国を短期間に強大にしたいなら、すでに形成され整えられたものを外から持ち込むことである。人口規模が大きくなければ、文化の発達もみるべき進歩もありえない。(中略——今井) 人口50万の国は領土を持つという意味では国といえようが、人口規模からすると州か県でしかない」(註10)。「規律と訓練、そして勤勉の習慣がわれわれのアメリカに広まることを望むなら、そうした習慣が深く根付いている人びとで満たせよ。彼らはコミュニケーションの手段を持つので、勤勉なヨーロッパ人の側にはほどなくして勤勉なアメリカ人が育成されよう。文明という工場は自ら種を伝播しないが、それはあたかもぶどう園のようにぶどうの房をつける。現在人口過少で未開地のアメリカが短期間に豊かになる手段はこれ(ヨーロッパ移民の受入れ——今井)以外に存在しない。人口の自然増にだけ頼る政策の効果はきわめて遅々としている」(註11)。

こうしたアルベルディの言葉によって要約されるように、彼の移民・植民論は先進ヨーロッパ諸国に「質のよい」移民を大量に求め、ラテンアメリカに根強く残存する労働蔑視観、怠惰・浪費の習慣を彼らをとおして払拭することにより、短期間に急速な経済開発、国力の拡大をはかろうとするものであった。

それではこうしたヨーロッパ移民を導入する政策はどのように考えられたか。「南アメリカが最も必要としている植民は、われわれの政府の統治能力を測る最も正確な物差しである」(註12)と断ずるアルベルディは、次のような移民受入政策における留意点を提示する。第1に外国人に対して国民と同様の権利、自由、保護を保証し、それを持続させる制度を確立すること、第2に自発的にやってくる移民が真実かつ偉大な移民であり、移民業者を介在させる移民受入政策は望ましくない。政

府は自発的移民の入国を促進する受入体制を整えること、第3に宗教の自由を認めること、なぜなら「南アメリカで異教を排斥することは、大半がカトリック教徒でないイギリス人、ドイツ人、スイス人、北アメリカ人、すなわちこの大陸が最も必要としている入植者を排除すること」(注13)を意味するからである。第4に植民地内陸部と外国との接触を禁止した植民地政策(注14)を撤廃し、内陸部への移民流入促進政策として国内の通商、通行を自由にし、かつ輸送・通信手段を整備することなどである。

2. 外国資本導入論

次いでアルベルディは移民・植民論に呼応する形で外国資本導入論を展開していく。生産的労働力に乏しいラテンアメリカにはいわば労働の子供であり孫である資本の蓄積が欠落している。しかし「外国移民は衣食住を賄うための所得に引かれて流入し、生活の向上を求めてやってくる」(注15)のであるから、その意味から彼らの所得を賄うために資本が必要となり、「資本は南アメリカにとって植民促進剤である」(注16)とする。そして利子、利潤、利益を追求する外資がなぜラテンアメリカに投下されるかという問に対して次のように答える。

「それは資本が相対的に過少なところで利率、収益率がより高くなるからである。富める国には資本が潤沢にあり、したがってそこでは利率も相対的に低下する」(注17)。

次にラテンアメリカにおける外資の投下分野について次のように述べる。牧畜業、商業、インフラストラクチャー建設などの分野においては投資利益が十分期待でき、また農業も土地開発の進展に伴い魅力的な投資対象となりえよう。しかしながら「製造業は南アメリカにおいては有望な投資

分野とはなりえない。その製造業は的確に言えば小工業で、それはマニファクチャー段階を超えたヨーロッパ工業にとって替わることはできない」(注18)。ところで有望視されうる分野のなかで、農牧業は自国民が好んで執着する産業である。したがって「南アメリカにおいて最も生産的で外資の主要な投資対象となりうるのは、南アメリカからヨーロッパへ第一次産品を、そしてヨーロッパからアメリカへ工業製品を運ぶ大手の外国貿易業である」(注19)とする。

そして外国貿易、国内通商を盛んにするうえで重要となるのは輸送手段の整備であると考えられるアルベルディは、海上輸送のための港湾設備、陸上輸送のための鉄道が建設されなければならないとし、とりわけ鉄道建設の必要性を強調する。しかもそれを単なる輸送手段としてだけでなく、政治・経済・社会的な変革の推進役とみなしその点をめぐって次のように述べている。

「鉄道は征服者であるスペイン人がこの大陸を逆転させたのを元に戻す手段となる。スペインはわれわれの国の足がおかれるべき所に頭を置いた。スペインの隔離・独占政策を是とする見方からすれば、そのシステムは正しく、他方われわれの自由貿易拡大を是とする見方からすればかげている。資本を海岸地帯に、さらには河岸地帯や大陸の内陸部に導入しなければならない。空間を圧縮してくれる鉄道と電信はこの仕事において国のいかなる有力者よりも驚異的な働きをする」(注20)。

鉄道なしには広大な国土の結合は不可能であり、法令で国家を統一しようとしても即座に分裂してしまうであろう。また鉄道なしには移民を内陸部に送り込めない。このように鉄道は大動脈の機能を果たし、「法令や反乱なしに最も困難な事態を刷新・改革・変革する」(注21)ものであるとし

て、国の近代化過程における鉄道の果たす役割をきわめて大きく評価している。こうした考えには内陸部奥地のツクマン州に生まれ育ったアルベルディが、牛車に揺られて2カ月もかかってブエノスアイレス市に到着したという経験などが影響を及ぼしていたと考えられよう。

以上のように外資導入の必要性を論じたアルベルディは、外資導入政策について次のように述べる。「南アメリカへ外資を自然に流入させる方策は、投資家に対して投資利益がより大きくなる投資分野を選択する自由を保証し、その利益が尊重されるよう安全を確保することである」(註22)。

そして資本が不足している南アメリカにおいては、外資導入の当初から經常収支尻を慮るべきではないとする。そしてその理由づけとして投資収益は投資に対する果実としてもたらされるものであり、もしわれわれが収支均衡を鉄則として独立戦争のための借入を制限していたら、「われわれは今日まで植民地のままでいたであろう」(註23)と述べている。

そして外資の流入を促すためには国家統一の達成と、投資活動に対する安全、責任体制を確立しなければならず、「国内が分裂と抗争状態にあれば国は貧困と軽蔑のまなざししか受けられない」(註24)とする。さらに外資誘致の必要性が特に重視されている鉄道部門に関しては、国内企業と同様に外国の鉄道企業を保護し、必要に応じて免税、開発権およびその他の優遇措置を与えようとする。「資本はわが国の進歩にとって左腕」(註25)であり、荒野に近い未開地にすぎない南アメリカへの外資誘致は、優遇措置の手当をもってしなければ実現不可能である。しかも外資受入体制の整備は外資を南アメリカに帰化させるための基盤づくりでもあるとしている。

3. 産業育成・国際分業論

それでは生産的労働力およびその蓄積としての資本はどの分野に投下されるべきであると考えられているのか。アルベルディはその対象分野としては当時の南アメリカ南部における経済構造を前提として、国の産業基盤である牧畜業、それに今後強化されるべき農業をあげている。その理由を彼は次のように説明する。「南アメリカには豊かな土地に貧しい人々が住んでおり、他方ヨーロッパには貧しい土地に裕福な人々が住んでいる」(註26)として、既存の自然条件の相違から各国の経済開発の方向も自ずと異なってくると主張する。そして南アメリカ南部について、「主たる国富の源泉である牧畜業は自然的優位性と条件を存分に備えた産業であり、過去100年間にわたってリオデラプラタ諸国(アルゼンチン、ウルグアイ、パラグアイを含む——今井)をとりわけ裕福にしてきた」(註27)とみている。

このようにアルベルディは産業育成論を国際分業論に立脚して展開しており、その基盤となっているのは分業と交換をとおして富の形成が加速されるというアダム・スミスの理論である。「イギリスやアメリカ、かつてのオランダのように、自然的あるいは歴史的条件により生活必需品を国外から受け取り支払わなければならない国が最も裕福であり」(註28)、「内陸部や孤立国の富は不完全あるいは原始的な形態でしか存続することができない」(註29)とみる。

国際分業論に立脚した産業育成論が体系化された著作『経済研究』の執筆年次は定かではないが、1877年から80年の間に執筆が完了されている。その当時フリードリッヒ・リストの代表的著作である『政治経済学の国民的体系』はすでに出版されており、幼稚産業保護論争の展開もみられた。

アルベルディ自身も保護貿易への動きは十分察知しており、南アメリカにおける保護貿易論の主張に対して次のように述べている。「現実感覚のない幾人かの政治家が抱く病的な空想のなかにしか存在しない工業あるいは工業生産を保護するよりも、現実の外国貿易において輸出力を持つ産物の生産を確保し改善する方がより有益である」(注30)と。さらに続けて、「南アメリカは工場制工業も海運業も持たず、ヨーロッパの工業と海運業——それはヨーロッパの工業製品に加えてアメリカの産品までも運んでしまう——に従属して生きよ」(注31)というのかと自問し、次のように答える。「原始的な産物しか生産しないとして農村を蔑視し野蛮なものとして扱うことは(中略——今井)自殺行為である」(注32)と断定したうえで、工業や海運業において比較優位性を獲得するためには経済発展を推進するための「闘争が必要とされるのであり、それは武器も持たず血も流さず戦場もない闘いである」(注33)と結論づけている。アルベルディの国際分業論に立脚した農牧業育成論は、19世紀後半の南アメリカ南部における経済の現状を踏まえて展開されている。その産業育成論のなかには段階論的考えを読みとることができるが、アルベルディは農牧業育成論の次の段階における新たな産業育成論を展開するには至っておらず、それは次代への課題として残されている。

4. 自由通商・国内市場統合論

富の増殖が分業を基礎とした交換によって加速されるという見解にもとづき、アルベルディは比較生産優位説に立脚してヨーロッパの工業に対して南アメリカでは第一次産業(南アメリカ南部においては農牧業——今井)を振興すべきであるとの国際分業論を展開してきた。そして国際分業関係を進展させるために徹底した自由通商論を提唱し、

「保護貿易政策が正当化されうるのは海賊対策など公的福祉を目的とする場合に限られる」(注34)とするアダム・スミスの言葉を引用しながら、南アメリカ南部における工業育成のための保護貿易を誤った政策であると断定する。自由通商を促進するためには植民地遺制として残存している通商制限政策の撤廃と、自由通商を妨げる障害物の除去が前提とされる。そしてそのためには一方で諸外国との自由通商関係を整備しながら、他方で国内河川交通の制限や州間関税、通行税などを撤廃して植民地支配下で分断されてきた国内市場を統合化しなければならないとする。

5. 経済開発における政府の役割

さいごに経済開発における政府の役割についてアルベルディの見解をみよう。彼は経済開発の過程を自由放任主義に委ねるべきであるとし、国家の役割については「夜警国家論」を展開する。曰く政府は元来「国富の消費主体」(注35)であり、「国富は政府によってではなく国民によって形成される」(注36)。したがって経済開発のための巨大事業も政府ではなく民間の手に委ねられるべきである。そして国富の増殖過程において政府が果たすべき役割は国民に対する自由、安全、平和の確保に他ならず、一方で「近代国家が自由、安全、平和の下で富を形成してきたのに対して、他方では国民に自由、安全、平和を保証せず、正確に言えば暴力を持って富を得てきた前近代的な国家は困窮し崩壊していった」(注37)と述べている。

このように「夜警国家」論を是とするアルベルディは、アルゼンチンにおける政府のあり方をめぐって次の二つの問題を提起する。第1点は国家統一をめぐる問題、第2点は連邦政府の財源問題である。

第1点は独立後の連邦主義派と中央集権主義派

の対立に根ざす問題で、スペイン植民地支配下で副王庁がおかれたブエノスアイレス市とその他の地域との間に、政治・経済力におけるきわめて大きな格差が生じ、そのことが独立後の国家統一にとって重大な障害となってきたとする。前述したように、1853年の共和国憲法制定に際しても、ブエノスアイレス州は連邦主義派の理念に依拠した同憲法を承認せず、その結果1853年から61年までのアルゼンチンには事実上二つの政府が併存し、各々が独自に外交交渉を進めた。この間アルゼンチン共和国政府の特使としてヨーロッパ諸国との外交交渉に当たったアルベルディは、外資導入や政治協力関係の進展交渉をめぐるブエノスアイレス州政府と対立、競合する破目に陥った。その経験が一因となって、一つの国家における複数政府の乱立は「政府が全く存在しないことを意味する。端的に言えば、不確実、無秩序、無政府の状態である」^(注38)という彼の発言を促すことになった。1853年憲法に若干の修正を施し、62年にブエノスアイレス州が主導する形でようやく制度上の国家統一が達成されたが、現実には同州の政治・経済力が他の諸州に対して優位を占める状態が続き、中央集権主義派と連邦主義派の対立がその後も根強く尾を引いた。アルベルディは近代国家としてのアルゼンチンの国家統一を次の二つの条件の実現によってはじめて達成できるとみていた。その第1条件は、同州の州都とされてきた同市を連邦区に移行させ、同州と行政上分離すること、第2条件は当時の主たる財政収入源で独立以降同州によって独占されてきたブエノスアイレス港の関税収入を、国全体に帰属させるべきものとして新たに連邦財政に組み入れること、である。

第2点の連邦政府の財源問題は統一国家の経済

的基盤に関わる重要課題で、次の三つの分野から考えられている。第1はブエノスアイレス港の関税収入、第2は外債借入、第3は銀行の通貨供給である。第1の問題は前述したように連邦政府がブエノスアイレス州政府に圧倒されない財政基盤を構築するための切札ともいえる課題であった第2の外債借入については、一つにブエノスアイレス州のそれと国全体のそれが明確に区別されず、前者に対しても国民全体が返済義務を負わされる結果になっている実態の弊害、二つに各州の経済力に応じて外資借入交渉が進められる結果、経済力のあるブエノスアイレス州へ外資流入が偏向し、同州と他州との経済格差がさらに拡大されること、三つに外資借入限度額のチェック・システムがなく、国の経済規模に比べて過度に多額かつ非生産的な外資導入を招き、それが国富形成に結びついていないことなどが問題点として指摘されている。そしてその改善策としてはブエノスアイレス州政府と連邦政府の行政上の明確な区分、中央銀行の創設と同銀行による金融政策の統轄などが提示される。

第3は国家統一の基盤をなす金融・通貨政策をめぐる問題である。当時はまだ中央銀行が設立されておらず、ブエノスアイレス州銀行が州の通貨発行業務を営んでいたが、その通貨乱発による金融不安がブエノスアイレス州を震源地として国全体に波及していた。こうした事態の改善策としてアルベルディは州の通貨を回収して国全体の流通通貨を統一すること、また金融不安の回避策として通貨発行に対する金準備制を導入することを提唱している。

(注1) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻 (*Estudios económicos*), 9ページ。

(注2) 同上書 481ページ。

- (注3) 同上。
- (注4) 同上書 63ページ。
- (注5) 同上書 65ページ。
- (注6) 同上書 431ページ。
- (注7) 同上書 420～421ページ。
- (注8) Alberdi, *Bases* 第31章のタイトル(9ページ)。
- (注9) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻, 551～552ページ。
- (注10) Alberdi, *Bases*, 90ページ。
- (注11) 同上。
- (注12) 同上。
- (注13) 同上書 94ページ。
- (注14) スペイン植民地期のインディアス法は、ラテンアメリカの原住民に対し「外国人と交渉を持った者には死刑を科している」(同上書 95ページ)。
- (注15) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻, 421ページ。
- (注16) 同上。
- (注17) 同上書 421～422ページ。
- (注18) 同上書 426ページ。
- (注19) 同上。
- (注20) Alberdi, *Bases*, 96～97ページ。
- (注21) 同上書 97ページ。
- (注22) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻, 428ページ。
- (注23) Alberdi, *Bases*, 98ページ。
- (注24) 同上書 99ページ。
- (注25) 同上。
- (注26) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻, 1ページ。
- (注27) 同上書 156ページ。
- (注28) 同上書 40ページ。
- (注29) 同上書 39ページ。
- (注30) 同上書 420ページ。
- (注31) Alberdi, *Obras selectas*, 第15巻, 84ページ。
- (注32) 同上書 85ページ。
- (注33) 同上。
- (注34) 同上書 161ページ。
- (注35) 同上書 391ページ。
- (注36) 同上書 392ページ。
- (注37) 同上書 394ページ。

(注38) 同上書 198ページ。

IV アルゼンチン共和国憲法への影響

それでは以上にみてきたアルベルディの経済開発の思想と政策は、アルゼンチンの経済建設過程においてどのような影響を及ぼしてきたのであろうか。この課題を明らかにするには19世紀半ば以降におけるアルゼンチン経済の変容過程に関する詳細な分析が必要となるが、本稿ではその課題を十分究明する用意がないので^(注1)、ここでは制度的側面に限定し、とくに1853年に制定されたアルゼンチン共和国憲法に対してアルベルディの経済思想が及ぼした影響に焦点をあててみていくことにしたい。

前述したようにアルベルディはチリ亡命中の1852年、ローサス政権崩壊の報に接し、即座に連邦主義派の指導者ウルキーサに宛てて共和国憲法草案を送っている。同草案と1853年に制定された共和国憲法の条文を比較検討してわかるように^(注2)、幾箇所かの修正が施されているものの、憲法の条文のかなりの部分が同草案から採用されており、同憲法へのアルベルディの思想的影響はきわめて大きいものであった。この点に関しアルベルディの憲法草案を受け取ったウルキーサは、1852年7月22日の書簡でアルベルディに次のように書き送っている。

「貴殿の思慮深い本はきわめて貴重な協力の手だてだと思います。それはきわめて時宜を得て執筆、出版されました。私はこの本をよき国家アルゼンチンの尊厳にふさわしいものとして拝受致します」^(注3)。

またパラグアイ戦争や原住民対策をめぐり後に激しい対立関係を招くことになったサルミエントも、1852年9月の書簡で次のように述べている。

「親愛なるアルベルディ様、貴殿の憲法は一つのモニュメントです。(中略——今井) 貴殿の憲法はわれわれの旗であり、シンボルです。アルゼンチン共和国はそれを現在このように受けとめています」(注4)。

さらに国家統一の理念、そしてパラグアイ戦争の評価をめぐって真向から対立したミトレは、アルベルディの死後1888年に次のように述懐している。

「(アルベルディの著作ほど——今井) アルゼンチンの政治事件に対してより鮮明な光を投じた本は少ない。そして明解な思想、われわれの憲法上の権利についての研究の正確な出発点を示したことにおいても類書を見ない。(中略——今井) それは幾世代にも渡ってその豊かさを失うことなく活用できる思慮深い原理・原則の源泉である」(注5)。

1853年憲法がその後若干の修正を施され、また一時期機能停止の状況におかれながらもなお現行憲法として維持されてきていることを考えると、同憲法をとおしてアルゼンチンの政治・経済に及ぼしたアルベルディの思想的影響はきわめて大きいものであったといわなければなるまい。その意味からもアルベルディの憲法制定に及ぼした思想的影響は憲法の全体的な考察をとおして明らかにされなければならないが、この問題は後の研究課題に委ねることとし、ここでは経済開発の側面に限定してみていくことにしよう。

まず移民・入植について。1853年憲法は第25条に「連合政府はヨーロッパ移民を奨励し、土地の耕作、産業の改善そして知識や技術の紹介および教育を目的として外国からアルゼンチン領土へ入国する者に対しては、それを抑制、制限、あるいはいかなる税をも課すことができない」(注6)と規定している。また第20条には「連合国内の外国人は国民に保証されたすべての公的権利を享受

し、産業、商業および自由業を営み、不動産を所有、購入、譲渡し、河川および沿岸を航行することができる。また信仰の自由、法にもとづく遺言、婚姻を保証される。帰化を強制されたり、特別の納税を強いられたりすることはない。また連合国内に継続2年以上居住すれば帰化することができる。しかし共和国に対する貢献への申し出および立証を伴う申請に対して当局はこの2年間の年限を短縮することができる」(注7)としている。なお第15条で共和国内における人身売買を禁止し、奴隷制の禁止と残存する奴隷の解放を規定している。

次いで移民受入・外資導入・産業開発に関しては第64条の16に以下のように規定されている。連邦議会は「国の繁栄、全州の進展と福祉、知識の向上をもたらすよう、一般および大学教育を普及し、産業、移民、鉄道建設、航行用運河、国有地への植民、新しい産業の誘致、外国資本の導入、国内河川の調査を推進するよう努める。そしてこれらの目的のために保護立法を制定し、一時的特権やインセンティブ賦与のための報酬を授与する」(注8)と。さらに第104条ではこの点に関する州政府の権限を連邦議会の承認の下で以下のように定めている。「州は(中略——今井) 経済的利益、公共福祉、産業、移民、鉄道、航行用運河、州有地における植民、新しい産業の誘致、外国資本の導入、州内河川の調査などの目的のために独自の法令を設けることができる」(注9)。このように連邦政府および州政府に対して開放経済体制の下での移民・外資の導入、鉄道・運河の建設、河川開発に依拠した産業開発のための基盤づくりを促している。ただし連邦・州を問わず政府の役割は民間の自由な経済活動を保証するための基盤整備であり、アルベルディが唱える「夜警国家論」的主張が生かされている。

次に国家統一と国内市場の統合に関しては、第1条においてアルゼンチンは連邦制共和国と規定され、第3条では連邦政府がブエノスアイレス市に置かれると定められている。そして首都を連邦区に移行させブエノスアイレス州から分離させることが別に規定されている。さらに第4条で連邦財政が「輸出入税、国有地の売却収入、郵便関係収入、(中略—今井)その他の雑収入、公債、信用創造」^(註10)によって賄われるとされている。第3、4条は国家統一をめぐる連邦主義派と中央集権主義派との間の論争点にかかわっている。すなわちブエノスアイレス市を同州から分離させて連邦区とし、同港で徴収される関税を連邦財政に帰属させることが、同州とその他の諸州の間の政治、経済力の大きな格差を縮小させる唯一の方策であると、アルベルディをはじめとする連邦主義派が強硬に主張してきたことは前にみてきたとおりである。そしてこの主張は1853年憲法の第3、4条に盛り込まれたが、同憲法がブエノスアイレス州によって否認された結果、同市の連邦区移行、同港で徴収された関税収入の連邦財政への帰属はその時点においては実現されなかった。そしてそれはブエノスアイレス州とその他の諸州との政治抗争を経てようやく1880年に実現されることになり、これによって連邦制下の国家統一が制度上の完成をみることになったのである。

この時期はさらに原住民との抗争、いわゆる「荒野の征服」の時期とほぼ対応している。1853年憲法は第64条の15で、連邦議会は「フロンティアの安全、原住民との和平協定、原住民のカトリックへの教化」^(註11)に努めることと規定している。これは南アメリカ南部の国家統一にとって重大な問題であった原住民対策をめぐる、原住民勢力圏下におかれたフロンティアの国内経済圏への組み

入れと原住民に対する同化政策を盛り込んでいく。原住民対策をめぐる論争についてここで詳述する余裕はないが、一方にアルベルディをはじめとする同化説、他方に対決説とがあり、1853年憲法は前者に傾斜していた。しかしながら現実の過程では原住民側からの武力抗争も激しく、長期に及ぶ戦闘がくり広げられる結果になった。そして1870年代末に至って原住民の勢力圏が消滅し、全国土が連邦政府の統轄下に治められることになったのである。

さいごに自由通商政策の基盤づくりに関して述べておこう。第9条は連邦議会が制定する以外の関税の設置と、州レベルでの独自の関税徴収を禁じている。また第10条で国内流通税、第11条で州間通行税、さらに第12条では国内河川・沿岸航行税の徴収を禁止している。そして第26条では国民および外国人に対して国内河川航行の自由を保証し、第27条では外国との平和・通商関係の堅持を連邦政府に義務づけている。第64条では連邦議会に対して国内河川航行の自由、港の設置、関税の統一(第9項)、貨幣制度・為替レート・度量衡の統一(第10項)、さらには外国および州間の陸・海上輸送の管理(第12項)、郵便制度の整備(第13項)のための立法を義務づけている。このように植民地時代の通商制限によって妨げられてきた外国貿易および国内の経済流通に対して、自由通商を保証する法的基盤づくりとインフラストラクチャーの整備が規定されている。

以上みてきたように1853年憲法の経済開発に関する規定は、次の五つの柱にまとめられよう。すなわち第1に積極的なヨーロッパ移民の受入れ、第2に外資導入とそれに依拠した産業振興とインフラストラクチャー建設、第3に国家統一に立脚した国内市場の統合、第4に自由通商の促進とそ

のための基盤整備、第5に「夜警国家」的政府の下での民間の自由な経済活動による経済開発、である。これらの諸条文はアルベルディの経済開発思想から多大な影響を受け、さらには彼が執筆した憲法草案のかなりの部分を採用する形で規定されたのである。

(注1) この問題については断片的な研究に留まるが、さしあたり以下の拙稿を参照されたい。「アルゼンチンの移民に関する一考察——19世紀中葉から第一次大戦前まで——」(『アジア経済』第12巻第11号 1971年11月);「アルゼンチンにおける鉄道業の展開——1850年代から第一次大戦までを対象として——」(岡部広治編『ラテンアメリカ経済発展論』アジア経済研究所 1972年);「アルゼンチンの土地所有制度に関する覚え書——独立以降第一次大戦前までの官有地分割政策をめぐって——」(西川大二郎編『ラテンアメリカの農業構造』アジア経済研究所 1974年);「アルゼンチンにおける借地法成立の背景」(石井章編『ラテンアメリカの土地制度と農村社会構造』アジア経済研究所 1983年);「アルゼンチンの鉄道業とハンパの変容」(『社会経済史学』第48巻第50号 1983年2月)。

(注2) アルベルディの共和国憲法草案と1853年共和国憲法の条文比較は、以下の資料に依拠した。Alberdi, *Bases*; López Rosas, José Rafael, *Historia constitucional argentina*, ブエノスアイレス, Astrea, 1975年。

(注3) López, 同上書, 576ページ。

(注4) Campobassi, José S., *Sarmiento y su época*, 第I巻, ブエノスアイレス, Losana, 1975年, 383ページ。

(注5) López, 前掲書, 576ページ。

(注6) Alberdi, *Bases*, 313ページ。

(注7) 同上書 312ページ。

(注8) 同上書 320ページ。

(注9) 同上書 331ページ。

(注10) 同上書 310ページ。

(注11) 同上書 320ページ。

おわりに

以上本稿では、独立後のアルゼンチンにおける

政治・経済構造を踏まえながらアルベルディの略歴を紹介し、その経済開発思想、政策論を筆者なりに体系立てて整理してみた。

ところで日本におけるこれまでのアルベルディ研究は皆無に等しいが、アルゼンチンではアルベルディに関する著作はきわめて多く、1000点をはるかに超えている(注1)。また彼の著作が広範に及んでいることによりその研究内容も多岐に渡っている。しかしながら、こうした膨大な数に上るアルベルディ研究の大半はリベリズムかナショナリズムのいずれかに依拠した視点からアルベルディに対する賛否論を展開しており、ともすると研究者側の強烈な政治的価値観の下にアルベルディ理解を歪曲する弊害を克服できないできた。アルベルディについては「沢山書かれているが、読まれることは少なく、ましてや熟考されることはさらに少ない」(注2)といった表現が部分的に該当する研究状況が作り出されている。生前アルベルディはパラグアイとの戦争に対してアルゼンチン政府批判を展開して当時の政権と激しく反目し、そのことが一つの契機となって、一時期彼を反ナショナリストとして位置づける世論の潮流が生み出された。そしてそうした位置づけが改められるまでに長い歳月を要したことを考えると、こうした研究状況のあり方も幾分理解できる。しかしながら、そのような研究傾向がアルベルディの思想を体系的に理解し研究を深めるうえで大きな障害になっていることも事実である。こうした認識にもとづき、筆者は本稿においてあえてアルベルディ研究史に深入りすることなく、またアルベルディ研究において比較的研究の蓄積が浅い経済開発思想に限定してその思想体系と、それが独立後の国家建設過程に及ぼした影響について考察してきた。

アルベルディの経済開発思想はまずなによりも3世紀の長きに及んだスペイン植民地支配からの脱却をその出発点とし、さらには独立運動によって一応の政治的独立を達成したラテンアメリカが名実ともに独立国家としてその内実を備えていく過程で、その基盤となる国富の形成に主眼をおいて展開されている。独立という政治的事件の後にもラテンアメリカの政治・経済・社会構造においては植民地遺制が広範囲に残存し、それが独立後の国家建設を阻んできたとみるアルベルディは、通商制限、産業振興抑制、経済および人的交流阻止といった閉鎖的な植民地政策がラテンアメリカにおける経済的貧困と精神的怠惰をもたらしてきたとする。さらに独立後の国家建設においては国力の基盤となる国富の形成こそが重要であるとみる。経済的富の源泉は生産的労働とその蓄積に求められ、国際分業論に立脚した経済開発政策が展開されるが、筆者はその政策論を前述の5本の柱すなわち移民・植民論、外資導入論、産業育成・国際分業論、自由通商・国内市場統合論、経済開発における政府の役割にまとめて体系的理解をめざした。

アルベルディの経済開発思想はアダム・スミスやリカードをはじめとする古典派経済学から多大な影響を受けており、国際分業を前提としてアルゼンチンにおける国富形成の方向を農牧業の振興と農牧産品輸出経済の生成・発展に求めている。ヨーロッパの工業とアルゼンチンの農牧業を国際分業関係で結ぶこうした経済開発思想は、一方でヨーロッパに安価な食糧を提供し、また他方でヨーロッパの工業製品の輸出市場、過剰資本の投資先さらには、過剰労働力の仕向先を準備してヨーロッパ経済の資本主義化を裏側で支える内容をも含んでいた。

アルベルディの経済開発思想は1853年に制定された共和国憲法に多大な影響を与え、そのことを通じて19世紀半ば以降におけるアルゼンチンの経済開発を主導する役割を果たすことになった。こうした経済開発思想および政策の下でアルゼンチンの経済構造がどのような変容を遂げてきたか。アルベルディに代表される経済開発思想の評価はこの問題に関する分析を踏まえたうえでなされなければならない。そのような点からすると、アルゼンチン経済の変容過程を検討することが次の課題となり、この問題は今後の研究に委ねることにしたい。

今年アルベルディ没後100周年にあたり、アルゼンチンではアルベルディをめぐる論争、出版活動が盛りあがりを見せることになろう。

(注1) Oliver, 前掲書, 681ページ。

(注2) 同上。

(上智大学助教授)